

大津地方裁判所委員会議事録

1 日時

平成21年1月28日（水）午後2時00分から午後4時30分まで

2 場所

大津地方裁判所大会議室（本館1階）

3 出席者

（委員）五十音順・敬称略

飯田喜信，梅原洋平，小田垣亨，竹下育男，坪井祐子，花崎政之，松田葉子，若林勲，
渡辺暁彦

（事務担当者）

清水研二，武部良一，藤田康夫，大田恵朗，濱松稔也

4 議事

(1) 裁判所における裁判員制度導入に向けての取組について

ア 模擬裁判の実施状況について坪井委員から報告

イ 裁判員制度説明会及び出張講演の実施状況並びに裁判員候補者名簿の作成状況に
ついて事務局から報告

(2) 検察庁及び弁護士会における裁判員制度導入に向けての取組について

花崎委員及び竹下委員から各報告

(3) 裁判員裁判における量刑判断について

坪井委員から説明

(4) 意見交換

テーマ「裁判員裁判における量刑判断について」

発言要旨は，別紙の(1)のとおり

(5) 被害者参加制度について

事務局から説明

(6) 意見交換

テーマ「被害者参加制度について」

発言要旨は，別紙の(2)のとおり

(7) 次回テーマについて

「裁判員裁判について」をテーマとする。

(8) 次回の開催日程

次回の委員会開催日程は，平成21年6月4日（木）午後2時から午後4時30分
までと決定した。

(別紙)

発言要旨

(■委員長, ○学識経験者委員, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

(1) テーマ「裁判員裁判における量刑判断について」

- 以前に模擬裁判に参加し、量刑を決めたことがあるが、検察官の求刑はどのようにして決めているのか。
- △ 検察官は公益の代表者という立場であり、求刑に当たっては、有利、不利、すべての情状を総合的に勘案して求刑している。

処罰の公平を前提に、同じような態様で求刑が違い過ぎると、法的安定、法に対する信頼も損ねることになるので、これまでの例を参考にすることもある。
- 量刑の評議がうまく進められるかどうかは、裁判員制度の重要なポイントではないだろうか。評議の際、裁判官はどの段階で意見を言うのか。裁判官が先に意見を言うと、裁判員はその意見に影響されるのではないか。
- ◇ 量刑の評議の方法としては、フリートーキング方式で議論をして、司会者役（裁判官）が意見を集約してまとめる方法と、最初に資料に基づいて報告をし、それをたたき台にして議論を進める方法の2つの手法がある。裁判員裁判の評議には、どちらかというフリートーキング方式の方が裁判員の意見が出やすいと思われる。裁判官もある程度は議論に加わって、活発な意見交換ができるような役割を期待されていると思う。
- 裁判官はなるべく最後の段階で意見を述べるようにしている例が多いのではないかとと思われる。
- △ 模擬の量刑評議では、最初の方は非常に厳しい意見を言う裁判員も、ほかの裁判員や裁判官の意見を聞くうちに話が収れんされてくるという印象を持った。裁判官がリードして量刑が云々というのはそれほど感じなかった。
- 量刑に関する資料を、どの時点で見るとかによって、意見は大きく変わってくると思う。また、量刑の多数決をとった後、一人一人意見を言うような意見交換の場はあるのだろうか。
- ◇ 個人的には、量刑に関する資料は、従前の裁判所の取扱い等を説明する際に配布するのがいいのではないと思うが、そういう資料に非常に慎重な態度を示す裁判員もおられるので、量刑に関する資料の採用の有無、配布の時期等について、裁判員の意見を聞いてから出すのも一つの方法ではないかと思っている。
- 一度、量刑の要素について議論して、議論が終わった段階で、量刑に関する資料を見ると、それを参考にさらに議論が深まると思う。つまり、懲役何年とかというところにすぐに結びつけるのではなく、この事件の一番のポイントは何か、何を考えればよいかを議論した後に、量刑に関する資料を示し、その後に具体的に懲役何年とかを考えるとこのように進行していく裁判員も多いと思う。

裁判員役の人に量刑に関する資料の印象を聞くと、有益であり、参考になるが、最初から示されると、押しつけられたような印象を受けるので、途中で示してくれる方がいいという意見が多かった。
- △ 過去の模擬評議では、参考として、検察官が重視して挙げているような量刑事情につ

いて、裁判員に意見をお聞きしたこともある。

- 私が参加した模擬裁判では、途中で裁判官が意見を出し、再度議論するという方法だったが、同じ事例を3班に分かれて行った結果、3班とも違う結果になった。

検察官の委員から、被告人にとって有利な状況をも加味しながら、客観的に求刑している旨、説明があったが、新聞等で見ると、ほとんどの場合、判決は求刑よりも少し軽いように思う。実際にはどうか。

また、被害者の主張が聞けるようになったため、我々国民は、非常に情緒的な判断をする危険があるのではないかと思うが、その点で、基準となる審理が3日間というのは、やはり短いと思う。

- ◇ 求刑と量刑との関係は、以前から学者も注目しているところで、量刑は求刑の8掛けと言われることもある。求刑は、起訴時点での情状を基準に決められることが多いが、判決の段階になると、起訴後の弁護人の弁護活動による新たな有利な状況も加わり、起訴された時点よりも情状がよくなっていることも多い。そのため、求刑よりやや下回る量刑がなされることが多いのではないかと思われる。

非常にまれではあるが、検察官と裁判官の意見が異なるような場合、求刑を上回る判決がなされることもある。

- 一般市民の声を聞くことがポイントだろうと思って主張したことが、それは大したことないんだということになったときに、私の意見は何なんだろうかということになりかねないので、その辺りの配慮が大切だと思った。

平成15年の「量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究」という結果に対して、裁判官はどう思われたか。

- ◇ 従前から言われていたことが数値として出ていたので、納得できるものであり、非常に興味深い結果であると思った。

- この研究書の中では「集約的」という言葉を使っているが、同じような事例について裁判官の意見の幅は非常に狭く、ばらつきが小さい。それに比べて、国民の方々の量刑の幅はばらつきが非常に大きいので「分散的」という。ですから、裁判官と一般の方々が共同して量刑するところにやはり意味があるんだと思う。

(2) テーマ「被害者参加制度について」

- 平成20年12月1日から新たに施行された被害者参加制度について、意見交換を行いたいと思うが、裁判員裁判の模擬裁判における検証で、被害者参加人として法廷に臨まれた経験を持つ委員（裁判官委員）に、そのときの感想を述べていただきたい。

- ◇ 模擬裁判の経過などについて、被害者の遺族、妻役で実際の法廷で行ったのは、証拠になる意見陳述として犯罪の被害に遭ってどのような心情を有しているのかということ証人尋問ではなく意見陳述という形で行うという心情の意見陳述、情状証人に対する質問、被告人質問、最後に検察官の論告とは別に被害者の立場から事実及びそれから量刑についての意見陳述を行った。このうち、委託弁護士役の方に、被告人質問、証人尋問、最後の意見陳述をお願いし、私自身は、心情の意見陳述を行った。

感想としては、実際の参加に至るまでの準備が非常に大変で、私の場合は模擬裁判の

世話役を兼任していたので事案の内容が分かっていたため、ある程度短時間で決めて進めることができたが、実際は被害者の方は検察官から証拠の説明を受け、その上で参加するかどうかを決断し、どんな質問をするのかということまで準備をして、さらに書面で検察官に請求をして、それを検察官から裁判所に意見を付けて提出してもらおうということを短時間の内に準備しなければいけないので、非常に負担が大きいということを実感した。

- 今回取り入れられた制度は、被害者参加人が検察官と並んで、自分で証人尋問や被告人質問に当たり量刑についての求刑もできるというもので、非常に画期的な制度である。大津ではまだ事例はないが、新聞報道によると、東京で2例、広島で1例あり、被害者本人が被告人に質問したケースもあったようだ。

弁護士と被害者本人との役割分担、検察官との関係もこれから課題になるのではないかと思う。

- 被害者参加において、あらかじめ検察官と本人、委託弁護士との間で役割分担等はあるのか。

- △ 基本的に証人尋問も被告人質問も、まず検察官が行い、それに付加して被害者参加人、その代理人である委託弁護士が行うことになる。検察官が質問した事項について、重複した質問はできないことになっているので、被害者側の方が直接聞きたい、被告人本人に聞きたい、証人に聞きたいということについては、検察官の方では質問せずに、代理人あるいは遺族、被害者の方が質問するという役割分担は考えられる。

検察官が被害者参加人の意向を酌んだ形で尋問、質問を適切にできるよう十分考えておかなければならないと思う。

- この制度では、被害者参加人の代理人と刑事被告人の弁護人という異なる役割を弁護士の中ですることになるが、特に刑事被告人の弁護の立場から、この制度についてはいろいろと意見があると思うが、いかがか。

- ◎ この制度が立法化される方向になったとき、日本弁護士会連合会の中で意見の集約を試みたことがあり、被害者の権利擁護という観点で活動してきた弁護士と刑事弁護で主に活動してきた弁護士でかなり激しい議論が行われ、裁判員制度が導入された中での被害者の手続参加は、量刑の結論が情緒に流れるという意見があった。また、被告人質問の中で、質問の仕方自体に非常に気を使う必要がある、場合によっては聞けない、主張できないことも出てくるという非常に強い反対意見もあった。

- △ 刑事事件においては、被告人はもちろん、犯罪によって被害を受けた人、大切な家族の命を奪われた遺族が一番利害関係を持つことになる。

しかし、それが長い間ずっと被害者の方は傍聴席で見ることができない、また証人として直接話をすることはできても、自分の口から被告人に聞かせることはできない、あるいは、遺族としての立場での意見を言えないということで、被害者保護がないがしろにされてきた部分があった状況の中、この制度が創設されたことは、被害者保護にもつながり、司法制度に対する国民の信頼も得られるという点で、非常にメリットじゃないかと思う。

ただ、刑事弁護人の立場からは、被告人、弁護人にとって不利益な制度で、質問も尋問もしにくくなるのと危惧しているかと思うが、検察官、遺族、被害者として十分に打ち

合わせをすることによって、過度に被害者側が暴走しない、また、弁護士側も自由な尋問ができるような法廷を維持できるよう協力を求めていけば、デメリットも最小限に抑えることができると思う。

○ 裁判の審理が延びる恐れも出てくると思うが、時間や日数の制約はどうか。また、参加できる被害者側の範囲はどこまで許されるのか。

◇ 参加できる被害者の範囲は、法律で被害者本人、法定代理人、配偶者、直系親族、兄弟姉妹というように定められている。

審理の時間が長くなるのではということについては、先ず検察官に申し出てもらい、検察官が適当かどうかという意見を付して裁判所に伝え、その上で裁判所が認めるかどうかを決めることになる。最終的には裁判所が適当と認める範囲で決めて、審理日程を定めるということになるので、裁判所には不必要に長くないようにする責任がある。

○ 感情論だけで参加したり、自分の感情を発散するためだけではなく、目的意識、何を聞きたいというのか、何を目的に参加するのかを、参加される方は十分考えて参加してほしいと思う。

◎ 被害者参加が言われ出した背景には、被害者の心的外傷をどういう形で解決していくのが、被害者の権利擁護の取り組みの中で非常に重大な分野であり、ある程度そういう部分も考慮されていいと思う。

△ どういう目的で参加するのが重要だと思うが、事件の被害に遭って非常に精神的に傷ついた状態の中でも、やはり一言被告人に対して言いたい、厳しく問いただきたいというところはあると思うし、それを否定して、すべて合目的な目的だけで参加すべきだというのは、被害者の立場からするとどうかと思う。

被害者の家族らの感情めいたものはある程度しようがないと思うし、ただ単にいたずらに文句を言う、被告人をいたずらに責め立てることだけを目的で参加するのは、逆に、裁判員の心証を悪くすることにもなりかねないのではないかな。

検察官が遺族の方と密接に連絡をとり合い、被害者参加制度の目的を十分説明して、法廷活動としてもコントロールしていくようにしてほしい。ただ、一言言ってやりたい、感情的に許せない部分があるので被害者参加したいというような気持ち自体はやはりある程度酌む必要があると思う。

○ 参加して自分の目的が達せられなかったり、満足できる結果が得られなかったために、フラストレーションがたまって、2次被害に繋がることもあるのではないかな。

■ この制度の意味としては、被害者は自分が被害に遭った当事者ないし遺族であり、被害者がかやの外に置かれないように、自分の気持ちをもっと知ってほしいという意見を述べたり、自分が参加することによって被告人に対して尋ね、実際を知りたいという気持ちを尊重することにある。

被害者の生の声を聞けば感情に流される人もいると思う。被害者には、感情を抑えながら切々と心情を訴える人もいるだろうが、法廷で直接被害者に接することは、判断者である裁判官・裁判員や裁かれる被告人にとっても意味があるんじゃないかと思う。確かに萎縮効果とか感情論に走るとか、マイナス面も考えられるが、積極面もあると思う。プラスの方向での意見を上手く酌み取っていく制度になればいいと思う。

○ 裁判員制度では、一般市民が参加し、裁判を進めていく上で、遺族や参加できる人の

話を聞いて、その気持ちをすべて受けとめ、自分なりに考えた上で、判断するというのは大変重いものだと思う。

- 被害者参加の対象は裁判員裁判の対象事件も含んでいるが、もっと幅広いものである。ただ、裁判員裁判で被害者が参加すると、裁判員への影響はどのようになるかということについては、被告人に不利に作用するのではという懸念も出ているが、これからまた十分検討しなければいけないと思う。

模擬裁判では、やはり影響はあったのか。

- ◇ 当庁だけではなく、同じ記録を用いて全国で被害者参加の模擬裁判をやっているが、その結果としては、やはり裁判員はそれほど被害者の意見には引きずられないという傾向が見られるという結果が出ている。被害者は非常にお気の毒であるが、お気の毒というものと量刑は必ずしも結びつくものではないという冷静な対応の裁判員が多いという結論が多かったようだ。

こういう被害者参加、被害者の権利擁護というのは、日本だけの問題ではなく世界的潮流で、例えばアメリカでは、被害者がこういった意見をいろんな形で裁判に出すという制度が1980年代ころから始まっていて、それがどの程度陪審に影響を与えるのかという研究もされている。その研究によると、必ずしも陪審が被害者の意見に引きずられていくという結果は出ていないという報告もある。

しかし、被害者の情緒的な意見は陪審に影響を大きく与え過ぎて、偏った結論が出るのではという議論もあるので、不当な結論を誘導するような意見については、事前に許否の判断を通じて調整していく必要があるのではないかと考えている。

(3) 次回のテーマ

- 5月21日から裁判員裁判が始まるので、次回のテーマは裁判員裁判ということで設定したいと思うがよろしいか。

(全委員了承)